

在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁

法令第57号

日本銀行券, 台湾銀行券の預入

第1条 預入命令

北緯38度以南の朝鮮内自然人及び法人に下記を命ずる

ア 1946年3月2日から3月7日まで第2条に列記する金融機関に自然人, 法人が所有または占有する1円券以上の券種の日本銀行券又は台湾銀行券を預け入れること.

イ 1946年3月7日以後, これらの貨幣の輸出, 輸入, 領収, 支払又は故意による所有或いは占有, 交付又はその他移転等いかなる取引における取扱や従事の禁止.

第2条 指定金融機関

左記各金融機関に預入者の名義で本令により日本円当座預金として日本銀行券, 台湾銀行券の受理を命令認可する.

朝鮮銀行

朝鮮殖産銀行

朝興銀行

朝鮮商業銀行

朝鮮信託会社

朝鮮貯蓄銀行

金融組合連合会

各金融機関は左記事項を遵守する事.

ア 本令により預け入れた銀行券をその他の貨幣と区別して保管を継続する事.

イ 預入期間後即時, 各預入貨幣額を朝鮮ソウル軍政庁財務局に報告する事.

第3条 本令による日本銀行券, 台湾銀行券の預入当座預金は引出を許さない。

無利子据置とし現在, 将来の貸付又は負債の担保として譲渡, 流通使用してはならない。

第4条 罰則

本令の条規に違反した者は軍政裁判所の決定により処罰する。

第5条 施行期日

本令は1946年2月21日夜半に効力が生ずる

1946年2月21日

在朝鮮米國陸軍司令官の指令により

朝鮮軍政長官米國陸軍少将 アーチャー・L・レルヒ